

衆議院議員補欠選挙のお知らせ

投票日 4月28日(日) 投票時間 午前7時～午後8時

◆今回の選挙で投票できる方(原則、以下の2つの要件を満たす方が投票できます。)

- ①平成18年4月29日以前に生まれた方
- ②令和6年1月15日までに江東区へ転入の届出をし、引き続き江東区に住民登録がある方

◆住所を移された方

◎ 江東区内で住所を移された方

令和6年3月29日以降に転居の届出をされた方は、転居前の住所地の投票所で投票してください。

◎ 他の区市町村へ住所を移された方

江東区から転出された方は、江東区の投票所か期日前投票所での投票となります。江東区での投票が難しい場合は、新しい住所地で不在者投票ができますので、以下に記載の【不在者投票】をご確認ください。

※江東区から転出して4か月を過ぎた場合は、江東区では投票できません。

◆投票日当日に投票所に行けない方は【期日前投票】

投票日当日に仕事や旅行などで投票所に行けない方は、期日前投票をすることができます。

期日前投票をする際は、同封の入場整理券裏面の「期日前・不在者投票宣誓書兼請求書」の太枠内をご本人がご記入のうえ、期日前投票所へお持ちください。

期日前投票の期間、時間や、期日前投票所の場所につきましては、裏面をご確認ください。

※点字版の候補者氏名等一覧は、4月23日(火)中に期日前投票所に配備する予定です。

◆江東区外の滞在先で投票するには【不在者投票】

あらかじめ投票用紙等を請求することで、旅行先や出張先などの江東区外の滞在先で不在者投票をすることができます。

投票用紙等は、郵送による請求と、電子申請による請求の2種類の方法により請求することができますが、いずれも手続きに数日を要しますので、**時間に余裕をもって請求してください。**

◎ 郵送による請求

1 同封の入場整理券裏面の「期日前・不在者投票宣誓書兼請求書」にご本人がご記入のうえ、江東区選挙管理委員会までご郵送ください。申請された送付先へ投票用紙等を郵送いたします。

2 投票用紙等が届きましたら、最寄りの区市町村の選挙管理委員会で投票してください。

投票の日時、場所については、投票する区市町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

※ 不在者投票による投票は、投票した区市町村の選挙管理委員会から江東区選挙管理委員会に送致されますが、4月28日(日)午後8時までに江東区選挙管理委員会に到達している必要があります。

◎ 電子申請による請求

下部に記載したURL又は二次元コードから、区のホームページをご覧ください。

◆選挙公報を各世帯に配布します

選挙公報は、各世帯に配布するほか、区役所や出張所などの区の施設や駅などにも設置しますので、ご利用ください。

※選挙公報は、告示日の立候補届出受付終了後に印刷を行うため、配布までに日数がかかります。ホームページにもデータを掲載しますので、ご利用ください。

選挙に関する情報は、区のホームページでもご覧いただけます。

以下のURL又は右の二次元コードをご利用ください。

<https://www.city.koto.lg.jp/kuse/senkyo/20240428/index.html>



ホームページ用
二次元コード



選挙公報用
二次元コード

期日前投票所のご案内

期日前投票の期間・時間

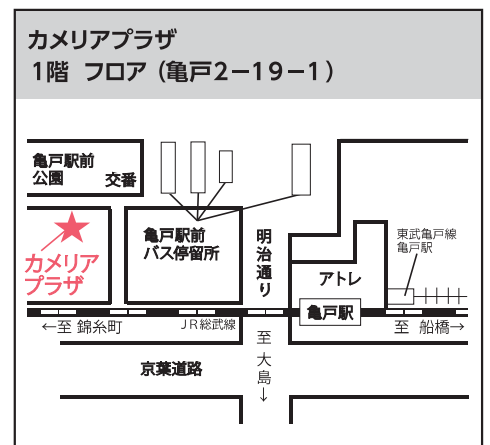
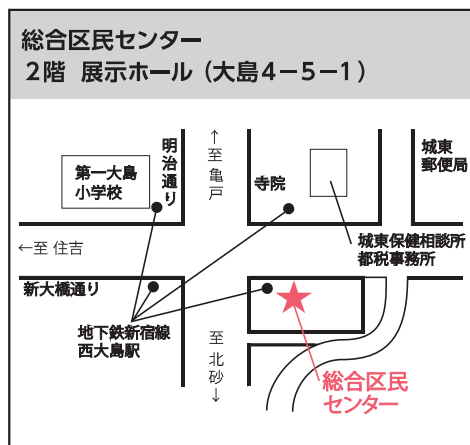
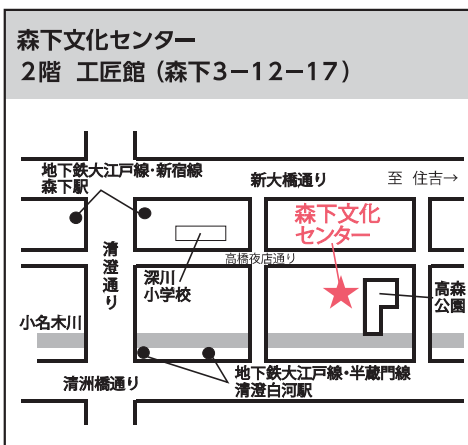
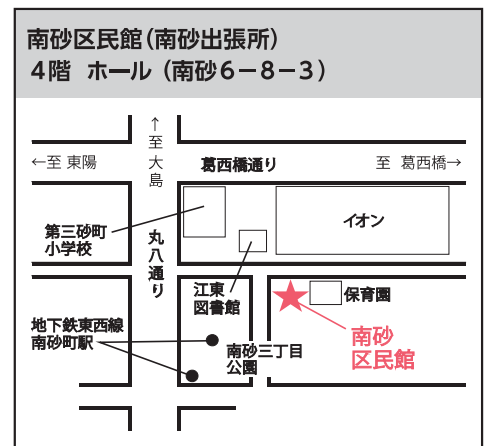
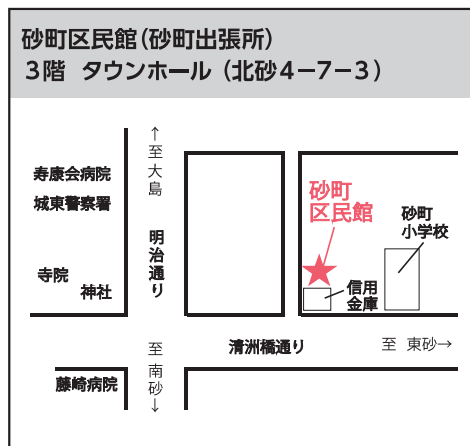
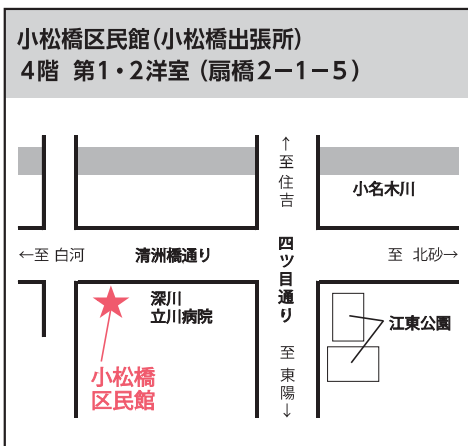
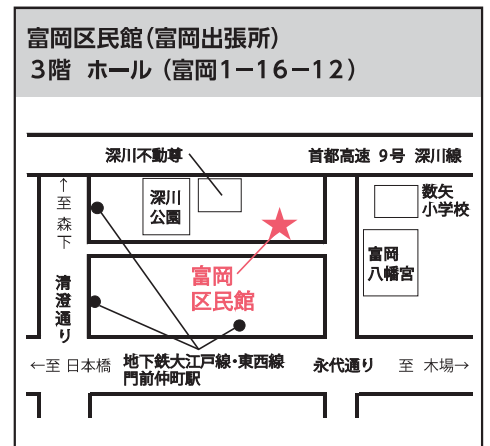
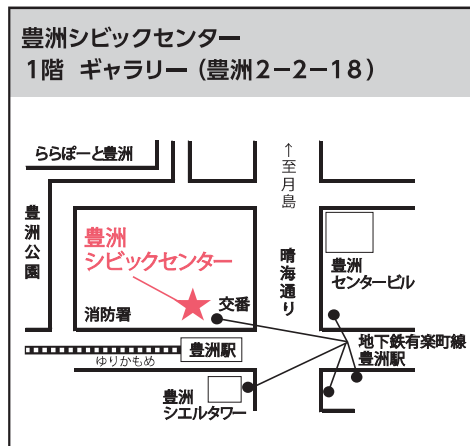
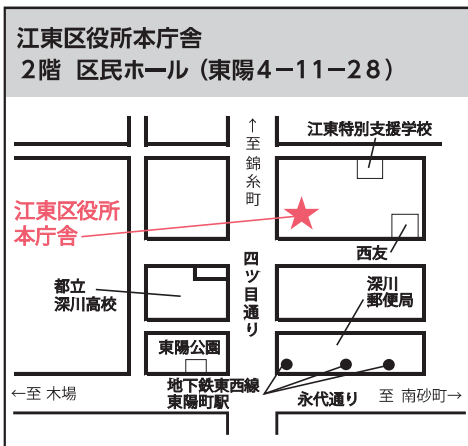
●区役所、豊洲シビックセンター

4/17(水)～4/27(土)

●区民館（富岡・小松橋・砂町・南砂）
森下文化センター、総合区民センター
カメラプラザ

4/21(日)～4/27(土)

時間はいずれも午前8時30分～午後8時 下記の9か所で期日前投票ができます。
ただし、投票日当日(4/28(日))は、投票所入場整理券に記載された投票所で投票してください。



※お越しの際は、公共交通機関をご利用ください。